

請求人 あて

横浜市監査委員	藤野次雄
同	中家華江
同	本間豊
同	梶村充
同	和田卓生

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 30 年 4 月 4 日に受け付けた住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において監査委員は、請求人が求める「監査 1」の内容として「平成 27 年度犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託契約」及び「平成 28 年度犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託契約」の 2 つの契約、「監査 2」の内容として「平成 29 年度犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託契約」及び「平成 29 年度収納事務委託に係る取りまとめ業務委託契約」の 2 つの契約、以上 4 つの契約の締結についての違法又は不当を主張しているものと解釈しました。

ところで、住民監査請求は、「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」（同条第 2 項）とされています。

そして本件のように住民監査請求の対象が契約の締結行為である場合は、この 1 年の期

間の起算日はその契約締結の日と解されます（最高裁平成14年10月15日判決同旨）。

本件ではいずれの契約も当該年度の4月1日に契約を締結していることが認められます。

したがって、本件住民監査請求は、請求期間である1年を経過しており、また1年を経過したことにつき正当な理由も主張されていないことから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944